

健康診断の実施方法

【1】健康診断の予約を早く取ってください

希望の時期に受診するために、できるだけ早く予約してください

【2】健康診断は、必ず実施してください ⇒ 実施期日：2026年1月31日

労働安全衛生法に基づき、1年以内ごとに1回、医師による健康診断を実施しなければなりません

【3】健診結果（会社控え）は、健康保険組合に送ってください

定期健康診断の健診結果は、二部（本人用と会社控え）発行してもらうように健診機関に依頼してください（35歳以上の方の、生活習慣病予防健診・人間ドックの控えは送付不要です）

【注意】

1. 生活習慣病予防健診・人間ドックを予約するときは、

- ① 健診区分（「生活習慣病予防健診」または「人間ドック」）を正しくお伝えください
- ② 「婦人科検診」をご希望の場合は、その旨お伝えください

2. 定期健康診断は、該当の検査項目を全て受診してください

【健診費用の支払いと健診結果の送付方法】

	定期健康診断	生活習慣病予防健診・人間ドック（日帰り）
健診費用	各店所でお支払いください	健康保険組合からお支払いします
	① HRMOS経費精算 内訳：健康診断料 ② 経費負担部門：各店所	① 各店所で出金しないでください ② 請求書は、健康保険組合に直接届きます
	（注）下記は個人負担になりますのでご注意ください ■ 人間ドックを受診した場合（1人あたり5,000円）⇒受診後の給与より控除となります ■ 所定コース以外のオプション検査を受診した場合 ■ 生活習慣病予防健診・人間ドックをキタムラ健康保険組合指定の健診機関以外で受診した場合	
健診結果	二部（本人用と会社控え）発行してもらうように健診機関に依頼してください	健診機関から本人用のみ届きます
	① 本人用は、本人に渡してください ② 会社控えは、健康保険組合に送ってください	① 本人用は、本人に渡してください ② 会社控えは、健康保険組合に直接届きます
	（注1）「定期健康診断受診票（グリーンの複写用紙）」を使用する店所は、5月の小松印刷便でお届けします 受診後は、「定期健康診断結果通知書（会社控え）」と「問診票」を健康保険組合に送付してください （注2）学校やご主人の会社等で受診した場合は、健診結果のコピーを健康保険組合に送付してください	

特定保健指導を受けましょう

「特定保健指導」は、40才以上の方を対象とし、健康保険組合に義務付けられています。

対象となった方は、生活習慣病の発症・重症化を予防するため、積極的に取り組んでください

※ 特定保健指導とは → [特定保健指導を受けましょう - キタムラ健康保険組合 \(kenpo-kitamura.or.jp\)](https://kenpo-kitamura.or.jp)